

デジタル経済における使用者概念の再構築 ——労働法および競争法の視点による企業の断片化と権力関係

Rainone, Silvia (2025) "Rethinking the Concept of the Employer in the Digital Economy: Corporate Fragmentation and Power Dynamics Through Labour Law and Competition Law Lenses," *Comparative Labor Law and Policy Journal*, Vol. 45, No. 1, Article 9.

労働政策研究・研修機構アシスタント・フェロー 梁 関関

本論文は、デジタル経済の進展に伴う「労働の世界 (the world of work)」の劇的な変容を背景に、バリューチェーン (value chain) における使用者概念と使用者責任の再分配を規範的な観点から再考する必要性を提起しているものである。現代の労働市場においては、従来の労働法が理想としてきた「生産資産を自ら所有し、自律的に事業を運営する」という伝統的な使用者像と、デジタル技術を基盤としたエコシステム内で実際に経済的支配力を振るう実体との間に、深刻な構造的乖離が生じている。この現象の背景には、デジタルプラットフォーム経済から生じるアウトソーシング慣行 (outsourcing practice) や再下請 (subcontracting) を通じた高度な「事業組織の断片化 (fragmentation)」, および特定の事業体への市場を支配できる権力の集中という2つの並行した動態が存在している。日本においても、デジタル経済の労働問題は、主に労働者の法的地位に関する「誤分類」の議論に着目してきた¹⁾。ここで、本論文は責任の主体である「使用者」の概念そのものに焦点を当て、現行労働法の限界を指摘しつつ、競争法における市場支配力 (market power) の概念を参照することで、新たな経済構造に即した使用者概念と使用者責任の再分配に向けた規範的な示唆を導き出すものである。

第1章において、著者は、AI、アルゴリズム管理、およびデジタルプラットフォームが現代経済の基幹を構成すると同時に、社会組織や労働のあり方に破壊的な変化をもたらしている実態を詳述している。本論文における「デジタル企業 (digital companies)」の定義は広範であり、個人向けサービスを提供する会社、B2B プラットフォーム、そしてデジタル労働プラットフォーム (digital labour platforms) などを含めている。これらの企業は、最先端のデジタルテクノロジーを独占的に把握し、膨大なデータを収集・収益化

する能力を備えていることから、極めて強い「プラットフォームへの支配的な権力 (platform power)」を保有している。例えば、労働プラットフォームは形式的には単なる仲介者と称するが、実際には労働者 (売り手) と使用者 (買い手) の間のあらゆる行動 (interaction) を規定する条項 (terms) を制定している。また、これらの企業はグローバル化のおかげで事業規模を全世界に拡張させると同時に、途上国で実行されたマイクロタスクを統合した多国籍デジタル組織へと進化している。このようなビジネスモデルは、意図的な事業規模の縮小とアウトソーシングの加速を通じて、企業が直接雇用を最小限に抑えることで、組織構造の「スリム化」を導き出している。その結果、労働市場全体における賃金の抑制や労働条件の普遍的な悪化が招かれている一方、デジタル化以前の経済状況を想定した既存の労働法上の「使用者」概念では、現代の複雑なプレーヤーたちの関係を法的に捕捉することが困難になっている。

第2章において、デジタル経済の構造的特徴が労働法に与える具体的な影響について分析が行われている。労働法の本来的な役割は、労働力の買い手 (使用者) と売り手 (労働者) の間にある構造的な交渉力格差を是正することであり、現行法は原則として雇用契約の直接の当事者にのみ限定されている。しかし、デジタル経済において企業は、デジタル労働プラットフォームにおけるアルゴリズム管理という新たな統治手法を利用することで、形式上の独立した自営業者を実質的に指揮命令の下におきながら、雇用責任を回避できている。さらに、グローバルなバリューチェーンを構築することで、先進国でサービスや商品を提供する一方、労働集約的な生産活動を途上国へ外部化し、主要企業 (leading firms) と雇用主、そして労働者との間に「合法的な盾 (legal shield)」を介在させてい

る。デリバリーや乗車代行部門において、求人や管理を第三者企業に委託している現状はその典型例である。また、有力なデジタル企業が技術やデータへのアクセス権を独占し、直接の契約関係がなくともパートナー企業に対して決定的な影響を及ぼす「マーケットメーカー」として機能している事実は重視されるべきである。この状況で、主要企業に経済的に依存する企業は、自社の従業員の労働条件を自律的に決定する余地がなく、一方的なビジネスモデルに従属することを強いられている。したがって、使用者概念を再考する際には、契約の有無にかかわらず、「高度の支配的な権力の蓄積 (excessive power accumulation)」という実態を法的に重視すべきである。

第3章において、著者はデジタル経済の課題に対するEU労働法の対応とその限界を紹介している。現在、EUにおける議論の多くは労働関係 (employment relationship) や労働者 (worker) に集中しており、責任の主体である使用者に関する議論は少ない。また、EU労働法は依然として「契約上の雇用主のみが義務を負う」という形式主義に固執している。例えば、リストラ関連の一連のEU指令の下では、たとえ背後に強力な支配企業が存在しても、情報開示や協議の義務はあくまで直接の雇用主に限定される。欧州連合司法裁判所 (CJEU) の Akavan 判決においても、実際に意思決定権を持つ企業であっても直ちに使用者の地位は認められないとされた。一方で、欧州労使協議会 (EWC) 指令においては、所有権や財務上の支配を通じて他の企業へ決定的な影響を及ぼす実体を「支配企業 (controlling undertaking)」と定義し、情報開示・協議義務を拡張する試みが見られる。しかし、この定義も財務面や経営面に偏っており、デジタル経済に特有のデータやアルゴリズムによる統治を十分に捉えきれていない。画期的な転換点となったのは2024年の「プラットフォーム労働指令 (Platform Work Directive)」である。同指令は「雇用推定 (the presumption of employment)」の導入に加え、再下請構造においても主要企業であるプラットフォームが責任を負う「連帯責任システム (joint and several liability systems)」を確立した。これにより、管理権限を実際に行使している実体に義務を課すという、契約の境界を越えた革新的なアプローチが採用されたものと見受けられる。

さらに、伝統的な使用者責任の範囲を拡張する法制として「企業持続可能性デューディリジェンス指令 (CSDDD)」が挙げられる。これは大規模多国籍企業に対し、サプライチェーン全体で人権や労働権の侵害を防止する義務を課すものであり、契約という形式を超え、実質的な権力関係に基づいて責任を割り当てる初の包括的な試みである。

第4章において、著者は労働法における使用者概念の硬直性を打破するため、競争法分野における「支配力 (control)」概念を参照することを提案している。EU競争法当局はデジタル巨頭の支配力濫用に対し積極的に介入しており、実態に即した法理を発展させてきた。例えば、EU合併規則 (Merger Regulation) における「支配力」は、契約のみならず経済的依存関係を含むあらゆる手段によるものを指す。この広範な定義は、形式上は独立していても実態として従属している企業の労働市場における実態を捕捉する上で参考になりうる。また、近年の合併審査ガイダンス (Article 22 of the Merger Regulation) でも、売上高だけでなくデータや知的財産権の優位性を市場への支配力の判断核心とする傾向が強まっていると見受けられる。

第5章において、本論文の結論として、デジタル経済における支配的な権力の転換に対応するためには、使用者概念の再構築と使用者責任の再分配が不可欠であると総括されている。競争法における「支配力」の多面的な定義やデジタル資産への注目は、現行労働法の空白を埋める貴重な規範的示唆を与えうる。最後、本論文は、法分野による保護の対象や目的の違いに留意しつつ、分野を横断した対話を通じて、労働市場における実質的な支配力を持つ者が相応の労働法上の責任を負う仕組みを構築することが重要であるという提言をもって締めくくられている。

- 1) 石井知章「デジタル時代の労働法のフロンティア——濱口桂一郎 (労働政策研究・研修機構研究所長) 氏をお招きして」ワークアンドライフ——世界の労働 64 号 27-32 頁 (2022)。
荒木尚志『労働法 第5版』59-62 頁 (有斐閣, 2022)。

りゃん・みんみん 労働政策研究・研修機構アシスタント・フェロー。主な論文に「会社分割における労働契約の不承継と法人格否認——地位確認等請求事件」ジュリスト 1596 号, 140-143 頁 (2024 年)。労働法専攻。